

デイサービス Swing ゆらり 利用重要事項説明書

1. 施設の概要

(1)

施設の名称	デイサービス Swing ゆらり
所在地・連絡先	西条市大町 739 TEL 0897-58-2210 FAX 0897-58-2223
事業所番号	3890600020
開設年月日	平成18年10月1日
管理者の氏名	楠 美紀

(2) デイサービス Swing ゆらり 目的と運営方針

(目的)

デイサービス Swing ゆらり (以下、「施設」という。)は、認知症であるものについて要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。

(運営方針)

施設は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指します。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1 (兼務)		施設の業務を統括し執行する。
看 護 職 員	1 (兼務)		医師の指示に基づく、利用者の健康管理に関すること。利用者の日常生活の

			介護、支援及び家族に対する指導に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
介護職員	2 (兼務)		利用者の日常生活の介護、支援に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
生活相談員	2 (兼務)		利用者及び家族の支援相談に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
機能訓練指導員	1		利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関する事、居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。

2.サービスの内容

- ① 通所介護計画書立案・評価・見直し
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 日常生活動作訓練
- ⑦ 介護に関する相談
- ⑧ その他

3.施設の利用にあたっての留意事項

食 事	食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
火気の取り扱い	施設内での火気の使用は禁止しています。
設備・備品の利用	ご利用いただける設備・備品については、利用の際にご説明いたします。
所持品の持ち込み	所持品は必要最小限のものをお願いいたします。また、衣類も含めすべての所持品にお名前を書いてください。
金銭・貴重品の管理	原則として、施設ではお預かりできませんので、金銭及び貴重品は所持しないようお願いいたします。但し、状況によりご相談に応じますので、生活相談員までお申し出ください。※1
宗 教 活 動	個人の範囲での信仰については制限しておりませんが、他の利用者のご迷惑にならないようお願いしています。

※1 日常的にご本人様が身につけられているもの（メガネ、補聴器、杖、携帯電話等）はデイサービス Swing ゆらりの管理責任外とさせていただき、ご本人様が所持、使用されておられる時の紛失、損傷などは免責事項とさせていただきます。

4.非常災害対策

- ・防災設備・・・消火器、誘導灯
- ・防災訓練・・・年2回

5.禁止事項

当施設では、利用者の方に安心してサービスを受けていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6.虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者： 管理者 楠 美紀】

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

7.事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 利用者の方に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、別に定める「安全管理対策運営規程」の手順に従い、速やかに利用者のご家族の方や連帯保証人等関係者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、当該保険者及び関係機関（西条市、愛媛県、国民健康保険団体連合会）へ連絡を行いません。

(2) サービスの提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由により利用者の方の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8.要望及び苦情などの相談

当施設には、専属の生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話 0897-58-2210

時間 平日 8:30~17:30（土日・祝日・年末年始 12/30~1/3 除く）

要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他の相談窓口：西条市役所 介護保険課（電話 0897-56-5151）

愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険課

（電話 089-968-8700）

9.営業日及び営業時間

- ・営業日 月～金 但し、8月16日、10月16日、12月30日～1月3日は除きます。
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- ・サービス提供時間 午前9時00分～午後4時30分

10.通常の事業の実施地域

- ・通常の事業の実施地域は、西条市の地域とします。